



本市におけるケアラーをとりまく状況

目次

1	本市の状況（各種統計資料等から）	1
2	ケアラーに関する全国の状況（国の統計資料から）	3
3	本市におけるケアラーの状況（分野別調査の結果から）	5
4	条例制定に向けた意見募集の結果（令和6年度実施）	13
5	ケアラーに関するアンケート調査の結果（令和7年度実施）	14
6	「京都市ケアラー支援推進協議会」からの意見聴取の結果	20

1 本市の状況（各種統計資料等から）

(1) 人口、世帯数、家族形態について

- ・本市の人口は近年減少しているが、世帯数は増加し、世帯規模は縮小の傾向にあり、単独世帯数は増加し続けている。

(2) 高齢化について

- ・15歳未満及び15～64歳の人口割合が低下する一方で、65歳以上人口の割合は上昇しており、65歳以上のひとり暮らしの高齢世帯数、高齢夫婦世帯数及び要支援・要介護認定者数が増加している。また、本市における平均寿命は、男女ともに伸びている。

(3) 少子化について

- ・出生数は減少しており、合計特殊出生率も低下している。

(4) 障害のある方について

- ・身体障害者手帳の交付者数は減少傾向にあるが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加している。

(5) 生活困窮について

- ・本市の生活保護の被保護世帯数は減少傾向、保護率は低下傾向にある。

1-(1)～(5)のデータは、「京・地域福祉推進指針」の中で御覧いただけます。
京(みやこ)・地域福祉推進指針(2024年改定)
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000324526.html>



(6) 認知症高齢者について

- ・ 認知症高齢者は、2025年は約57,000人、軽度認知障害を含めると約123,000人、2040年は約70,000人、軽度認知障害を含めると約141,000人(高齢者の3人に1人)と推計。

「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究(令和5年度老人保健事業推進費等補助金)」による有病率(男女別に、5歳ごとの年齢階級別に推定された有病率)に基づく試算

- ・ 65歳未満で発症する若年性認知症の人は、2025年は約450人と推計。

日本医療研究開発機構認知症研究開発事業(2017~2019年度)における若年性認知症の調査による有病率に基づく試算

(7) 指定難病について

- ・ 指定難病の対象疾病は順次追加され、令和7年4月で348疾病となっており、特定医療費(指定難病)の本市受給者数は、令和6年度末時点で約14,000人である。

(8) 外国籍市民等について

- ・ 本市の外国籍の住民基本台帳登録者数は令和7年12月末時点で67,815人であり、5年前と比べて、約1.49倍となっている。

1-(8)に関するデータは、「京都市情報館」で御覧いただけます。

京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000193275.html>



(9) 育児や介護をしている人について (令和4年 就業構造基本調査^{※1}より)

- ・ 本市において、育児をしている者は7.3%(95,100人)、介護をしている者は7.5%(97,100人)となっている(調査対象である15歳以上の人口に対する割合)。
- ・ 育児をしている者のうち、有業者の割合は84.0%(79,900人)となっている(有業者(797,000人)のうち、育児をしている者の割合は10.0%となっている)。
- ・ 介護をしている者のうち、有業者の割合は54.7%(53,100人)となっている(有業者のうち介護をしている者の割合は6.7%となっている)。また、介護をしている者のうち、介護休業等制度を利用した者の割合は7.0%となっている。

1-(9)に関するデータは、「京都市統計ポータル」や総務省のページで御覧いただけます。

統計解析 令和6(2024)年3月25日 No.145

京都市の就業構造の概況 - 令和4年就業構造基本調査集計結果 -

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/sogo/toukei/Publish/Analysis/>



^{※1} 総務省統計局により5年ごとに実施されている統計調査

2 ケアラーに関する全国の状況（国の統計資料から）

(1) 令和4（2022）年 就業構造基本調査

ア 育児をしている者

- ・ 育児をしている者は965万人となっており、このうち有業者は821万人（85.2%）となっている。
- ・ 過去10年間の推移をみると、育児をしている者は、2012年から2017年にかけては112万人の増加となっているが、2017年から2022年にかけては147万人の減少となっている。このうち有業者については2012年から2017年にかけては170万人の増加となっているが、2017年から2022年にかけては60万人の減少となっている。

イ 介護をしている者

- ・ 介護をしている者は629万人となっており、このうち有業者は365万人（58.0%）となっている。
- ・ 過去10年間の推移をみると、介護をしている者は、2012年から2017年にかけては70万人の増加、2017年から2022年にかけては1万人の増加となっている。このうち有業者については2012年から2017年にかけては55万人の増加、2017年から2022年にかけては18万人の増加となっている。

ウ 育児をしながら介護をしている者^{※2}

- ・ 未就学児の育児をしながら、家族の介護をしている者は、2022年時点で20.1万人となっている。
- ・ 就業状況別にみると、有業者が16万人、無業者が4万人となっている。

エ 転職就業者及び離職非就業者

- ・ 過去5年間に前職を辞めた転職就業者及び離職非就業者の離職理由のうち、「出産・育児のため」をみると70万人となっており、5年前に比べ33万人減少している。
- ・ 「出産・育児のため」に過去1年間に前職を離職した者について過去15年間の推移をみると、2012年から2022年にかけて減少を続けている。
- ・ 過去5年間に前職を辞めた転職就業者及び離職非就業者の離職理由のうち、「介護・看護のため」をみると47万人となっており、5年前に比べ2万人減少している。
- ・ 「介護・看護のため」に過去1年間に前職を離職した者について過去15年間の推移をみると、2007年から2017年にかけては減少を続けていたが、2017年から2022年にかけては増加に転じている。

※2 令和6年版男女共同参画白書より（就業構造基本調査より内閣府が作成したデータ）

2-(1)に関するデータは、総務省及び内閣府のページから御覧いただけます。

総務省統計局

- ・ 令和4年就業構造基本調査

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index.html>



内閣府男女共同参画局

- ・ 令和6年版男女共同参画白書

<https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/index.html>



(2) 令和4(2022)年 国民生活基礎調査^{※3}

ア 要介護者等のある世帯の状況

- ・ 「要介護者等」(介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち、在宅の者)のいる世帯について、世帯構造別にみると、「核家族世帯」が42.1%で最も多く、次いで「単独世帯」が30.7%、「その他の世帯」が16.4%となっている。
- ・ 年次推移をみると、「単独世帯」及び「核家族世帯」の割合は上昇傾向であり、「三世帯世帯」の割合は低下している。

イ 要介護者等の状況

- ・ 「要介護者等」について、性・年齢階級別にみると、男は「85～89歳」の23.7%、女は「90歳以上」の30.9%が最も多くなっている。

ウ 主な介護者の状況

- ・ 「要介護者等」と「主な介護者」との同別居の状況をみると、「同居」が45.9%となっている。また、「同居の主な介護者」について、「要介護者等」からみた続柄をみると、「配偶者」が22.9%で最も多く、次いで「子」が16.2%となっている。
- ・ 「主な介護者」を同居・別居別にみると、性別では同居・別居ともに女の方が多く、年齢階級別では別居の方が同居に比べ若い世代の割合が多くなっている。

2-(2)に関するデータは、厚生労働省のページから御覧いただけます。

2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>



^{※3} 厚生労働省により毎年実施されている統計調査(介護に関する事項は大規模調査年(3年に1度)のみ調査を実施)

3 本市におけるケアラーの状況（分野別調査の結果から）

(1) 令和7年度 すこやかアンケート（在宅介護実態調査）※4

（参考）在宅介護実態調査について

・市内在住の介護保険制度の要介護（要支援）認定を受けている65歳以上の方、2,000人及びその介護者2,000人（無作為抽出）に対し、郵送による配布・回収にて実施。

ア 主な介護者の続柄

・主な介護者の続柄は「子」が31.0%で最も多く、次いで「配偶者」が24.6%となっている。

イ 主な介護者の性別

・「男性」が23.2%、「女性」が38.2%となっている。

ウ 主な介護者の年齢

・「60歳代」が16.4%で最も多く、次いで「80歳以上」が15.7%、「50代」が13.6%となっている。

エ 主な介護者の勤務形態

・「働いていない」が31.6%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が14.5%、「パートタイムで働いている」が10.9%となっている。

オ 主な介護者の働き方の調整等の状況

・フルタイム又はパートタイムで働いていると回答した人に、働き方の調整等を行っているかを尋ねたところ、「特に行っていない」が41.8%で最も多く、次いで「介護のために労働時間を調整（残業免除等）しながら、働いている」が31.6%、「介護のために休暇（年休や介護休暇等）を取りながら、働いている」が20.0%となっている。

カ 仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援

・「制度を利用しやすい環境づくり」が31.3%で最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が29.8%、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が25.5%となっている。一方で、「特にない」が20.0%となっている。

3-（1）に関するデータは、「京都市情報館」に掲載予定です。

（参考）前回調査の結果については、以下のページから御覧いただけます。

すこやかアンケート及び介護サービス事業者に関するアンケート調査結果
（令和4年度実施）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000313894.html>



※4 京都市民長寿すこやかプランの策定に当たり実施

(2) 令和4年度 京都市障害者生活状況調査^{※5}

(参考) 京都市障害者生活状況調査について

- ・ 市内在住の障害のある方(手帳所持者に限らない)2,000人(無作為抽出)に対し、郵送による配布・回収にて実施。京都市情報館のマルチフォームでの入力、調査票をダウンロードの上、電子メール、郵送、FAX又は持参による回答も受付。

ア 主な支援者

- ・ 主な支援者は「家族・親戚」が68.5%で最も多い。家族・親戚の詳細については、「親」が61.1%と最も多く、次いで「配偶者」で21.7%となった。
- ・ 主な支援者の年齢は、「50歳以上」が26.6%、「60歳以上」が20.2%、「70歳以上」が27.6%であり、合計すると74.4%となった。
- ・ 主な支援者が一時的に支援できなくなった際の受け皿は、「同居している家族などに頼む」が36.1%で最も多かった一方で、「決まっていない」が18.5%となった。

3-(2)に関するデータは、「京都市情報館」で御覧いただけます。

京都市障害者生活状況調査(令和4年度実施)報告書

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000338407.html>



(3) 子育て支援に関する市民ニーズ調査^{※6} (令和5年度実施)

<小学校入学前児童の保護者を対象とした調査>

(参考) 子育て支援に関する市民ニーズ調査【小学校入学前児童】について

- ・ 市内在住の小学校入学前児童の保護者1,500人(無作為抽出)に対し、郵送による配布・回収にて実施(WEB回答併用)。

ア 保護者の就労状況

- ・ 保護者の就労状況は、父親・母親とも「就労中(フルタイム)」が最も多く、父親が94.2%、母親が36.4%となっている。次いで、母親は「就労中(パートタイム、アルバイト等)」が25.8%となっている。

イ 父親・母親の育児休業の取得状況

- ・ 父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が76.3%と最も多く、次いで「取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった」が10.0%となっている。
- ・ 母親の育児休業の取得状況は、「就労していなかった」が28.0%と最も多く、次いで「取得後に職場復帰し、短時間勤務制度を利用した」が24.2%となっている。

^{※5} はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランの策定に当たり実施

^{※6} 京都市はぐくみプランの策定に当たり実施

ウ 父親・母親が育児休業を取得していない理由

- ・ 育児休業を取得していない理由は、父親は「仕事が忙しかった」(38.9%)が、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」(26.2%)が最も多くなっている。次いで父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(35.2%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(31.8%)が多くなっており、母親では「仕事が忙しかった」(18.5%)、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(12.3%)が多くなっている。

エ 父親・母親が短時間勤務制度を利用しなかった理由

- ・ 短時間勤務制度を利用しなかった理由は、父親は「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」と「配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した」(それぞれ 32.1%)が、母親は「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」(40.3%)が最も多くなっている。

オ 父親・母親が離職した理由

- ・ 母親が離職した理由は、「職場で育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度が整っていなかった」が 34.6%、「制度の有無等に関係なく、出産後は仕事を辞めるつもりだった」が 19.2%となっている(父親は有効回答なし。)

<小学生の保護者を対象とした調査>

(参考) 子育て支援に関する市民ニーズ調査【小学生】について

- ・ 市内在住の小学生の保護者 1,000 人(無作為抽出)に対し、郵送による配布・回収にて実施(WEB回答併用)。

ア 保護者の就労状況

- ・ 保護者の就労状況は、父親は「就労中(フルタイム)」(96.0%)が、母親は「就労中(パートタイム、アルバイト等)」(39.5%)が最も多くなっている。

イ 父親・母親の育児休業の取得有無

- ・ 育児休業の取得有無は、父親は「取得していない」(89.6%)が、母親は「就労していなかった」(38.3%)が、それぞれ最も多くなっている。

ウ 父親・母親が育児休業を取得していない理由

- ・ 育児休業を取得していない理由は、父親は「仕事が忙しかった」が 39.8%で最も多く、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が 28.8%で最も多くなっている。

エ 父親・母親が短時間勤務制度を利用しなかった理由

- ・ 短時間勤務制度を利用しなかった理由は、父親、母親とも「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が最も多くなっている。

オ 父親・母親が離職した理由

- ・ 母親が離職した理由は、「職場で育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度が整っていなかった」が最も多くなっている(父親は有効回答者なし。)

(4) ひとり親家庭に関する実態調査（令和5年度実施）

(参考) ひとり親家庭に関する実態調査について

- ・ 市内在住の母子家庭、父子家庭(母子家庭 1,500 世帯、父子家庭 500 世帯。いずれも無作為抽出)に対し、郵送による配布・回収にて実施(WEB回答併用)。

ア 世帯の人数

- ・ 世帯の人数について、母子家庭では「2人」が39.3%と最も多く、次いで「3人」が34.4%、「4人」が12.1%となっている。
- ・ 父子家庭では「3人」が33.9%と最も多く、次いで「2人」が31.3%、「4人」が15.2%となっている。

イ 同居家族の内訳

- ・ 同居家族の内訳は、母子家庭、父子家庭ともに「20歳未満の子ども」が最も多く、それぞれ95.4%、92.0%となっている。次いで「自分の父母」が母子家庭で14.9%、父子家庭で15.2%となっている。

ウ 現在の仕事の有無

- ・ 現在の仕事について、母子家庭、父子家庭ともに「1つの仕事だけをしている」が最も多く、それぞれ78.4%、78.6%となっている。次いで、母子家庭では「2つ以上の仕事をしている」が8.7%、父子家庭では「仕事をしていない」が8.0%となっている。

エ 仕事上の悩み

- ・ 仕事上の悩みについて、母子家庭では「収入が少ない」が60.2%と最も多く、次いで「子どもの世話・家事等との両立が困難」が32.7%、「休日が少ない・自由に取れない」が20.6%となっている。
- ・ 父子家庭では「収入が少ない」、「子どもの世話・家事等との両立が困難」がともに42.7%と最も多く、次いで「休日が少ない・自由に取れない」が18.8%、「労働時間が合わない」、「健康がすぐれない」がともに15.6%となっている。

オ 現在困っていること

- ・ 現在困っていることについて、母子家庭では「経済的なこと」が58.4%と最も多く、次いで「子どもの養育・教育」が40.6%、「老後のこと」が29.3%となっている。
- ・ 父子家庭では「子どもの養育・教育」が41.1%と最も多く、次いで「家事」が36.6%、「経済的なこと」が32.1%となっている。

3-(3)~(4)に関するデータは、「京都市情報館」で御覧いただけます。
京都市はぐくみプラン<2025-2029> (京都市子ども・若者総合計画)
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000337414.html>
(ページの下部「6 アンケート調査」に掲載しています。)



(5) ヤングケアラーの実態調査（令和3年度実施）

＜中高生本人を対象とした調査＞

(参考) 中高生向け調査について

- ・京都市立中学校・高等学校の全生徒 33,017 人(中学生 27,797 人、高校生 5,220 人)に対して実施。中学生はGIGA端末により回答、高校生は紙や端末により回答(回答は任意・無記名)。

ア 世話をしている家族の有無

- ・世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学生で 5.4%、高校生で 3.5%であった。

イ 世話をしている家族

- ・世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話を必要としている家族について集計したところ、いずれの校種でも「きょうだい」が多い。

ウ 世話をしている頻度

- ・中高生ともに「ほぼ毎日」が最も多い。

エ 世話をしている時間

- ・平日1日あたりに費やす世話の時間について、7時間以上世話に費やしている中学生は 2.7%、高校生は 2.1%。校種平均は、中学生 2.6 時間、高校生 2.4 時間であった。

オ 家族の世話をしているためにやりたいけどできていないこと

- ・中高生ともに「特になし」が最も多いが、それ以外では「自分の時間がとれない」が多い。

カ 世話について相談した相手

- ・世話について相談したことが「ある」と回答した中高生の相談相手について集計したところ、中高生ともに「家族」が多く、次いで「友人」が多い。

キ 世話について相談しない理由

- ・世話について相談した経験が「ない」と回答した中高生にその理由について集計したところ、「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も多く、「家族外の人に相談するような悩みではない」や「相談しても状況が変わるとは思えない」が多い。

(参考) ヤングケアラーの実態調査 (中高生本人) 結果概要

		結果
①認知度(ヤングケアラーという言葉聞いたことがあるか)		中学生:32.1% 高校生:27.3%
②世話の有無 (家族の世話等をしている)		中学生:5.4%(1,142人) 高校生:3.5%(94人)
世話有の 回答者の うち	③世話をしている 家族	きょうだい:中学生 54.8% 高校生 46.8% 父 母:中学生 39.3% 高校生 48.9% 祖 父 母:中学生 13.4% 高校生 21.3%
	④世話等の内容 *世話をしている 家族別の上位順	きょうだい:①家事 ②世話・送迎 ③見守り 父 母:①家事 ②外出等付添 ③見守り 祖 父 母:①家事 ②見守り ③外出等付添
⑤認識(ヤングケアラーに当てはまるか)		中学生:1.8%(379人) 高校生:1.9%(50人)
上記①~⑤以外の 主な結果について		○家族の世話の頻度 ・ほぼ毎日 中学生 41.0% 高校生 36.2% ○1日に費やす時間 ・1日あたり3時間未満 中学生 30.7% 高校生 28.7% ・7時間以上 中学生 2.7% 高校生 2.1% ・無回答 中学生 49.0% 高校生 59.6% ○家族の世話をしているためにやりたいけどできていないこと ・特にない 中学生 55.5% 高校生 45.7% ・宿題や勉強の時間がとれない 中学生 8.7% 高校生 7.4% ・睡眠が十分にとれない 中学生 7.8% 高校生 7.4% ・自分の時間がとれない 中学生 9.5% 高校生 14.9% ○世話をするに対してきつさを感じている ・感じている 中学生 14.9% 高校生 18.1% ・特に感じていない 中学生 65.3% 高校生 48.9% ○世話について相談した経験がない理由 ・誰かに相談するほどではない 中学生 69.3% 高校生 71.9% ・相談しても状況が変わるとは思えない 中学生 10.6% 高校生 12.3% ・家族のここのため話しにくい 中学生 5.5% 高校生 7.0%

3-(5)に関するデータは、「京都市情報館」で御覧いただけます。

ヤングケアラー部会の取組

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000294497.html>

(「ヤングケアラーに関する実態調査」を御覧ください。)



(6) 京都市中小企業経営動向実態調査の付帯調査（令和7年度実施）

<ケアラーの支援について>

(参考) 京都市中小企業経営動向実態調査の付帯調査について

- ・市内の中小企業の経営実態や経営動向を把握するために四半期ごとに実施しているアンケート調査の付帯調査として実施(計 800 社に対して郵送による配布・回収にて実施)。

ア 「ケアラー」という言葉の認知度

- ・「言葉だけは知っていた」と回答した企業が 40.7%と最も多く、「内容も含めて知っていた」が 30.2%、「知らなかった」が 29.1%であった。

イ 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の認知度

- ・「知らない」と回答した企業が 86.9%と最も多く、「条例の名称だけは知っている」が 11.4%、「内容も含めて知っている」が 1.6%であった。

ウ 京都市の相談窓口等の認知度（複数回答可）

- ・「いずれも知らない」と回答した企業が 44.0%と最も多く、次いで「区役所・支所保健福祉センター」が 42.5%、「地域包括支援センター（高齢サポート）」が 31.3%と続いた。

3-(6)に関するデータは、「京都市情報館」で御覧いただけます。

第 155 回京都市中小企業経営動向実態調査

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000344814.html>

(「付帯調査 ケアラーの支援について」を御覧ください。)



(7) 京都市外国籍市民意識・実態及び受入れに関する調査（令和7年度実施）

(外国籍市民アンケート及び外国籍市民との共生に関するアンケート)

(参考) 外国籍市民アンケートについて

- ・市内に住民登録のある18歳以上の外国籍市民 5,000 人に対し、郵送による配布・回収にて実施(WEB回答併用)。
※ 調査票は、抽出した対象者の国籍に合わせて、日本語(やさしい日本語)調査票と言語別調査票(英語、中国語(簡体字)、ベトナム語、ネパール語、韓国・朝鮮語)の 2 部を郵送。

ア 困ったときの相談先（複数回答）

- ・困ったときの相談先は、「家族」(60.8%)が最も多く、次いで、「母国出身の友人・知人」(41.2%)、「日本人の友人・知人(母国出身でない)」(28.8%)となっている。「市役所や区役所などの窓口」は 8.5%であった。

イ 生活に必要な情報の入手先（あてはまるものを3つ選択）

- ・生活に必要な情報の入手先は、「インターネット(公的なものでない、民間のホームページなど)」(66.9%)が最も多く、次いで、「SNS(公的なものでない、民間の X、Facebook、LINE、WeChat など)」(45.1%)、「職場や学校」(24.5%)となっている。「市役所や区役所のホームページ・SNS・窓口」は 17.8%であった。

ウ 行政窓口での困りごと（複数回答）

- ・ 行政窓口での困りごとについて、『困ったことがある』（全回答者から「困ったことはなかった」と「無回答」を除く）は 39.5% となっており、「困ったことはなかった」は 56.0% となっている。『困ったことがある』の中では、「どの窓口に行けばいいかわからなかった」（16.6%）が最も多く、次いで、「いろいろな書類をそろえるのが難しかった」（15.9%）、「書類の内容、書き方がわからなかった」（14.3%）となっている。

3-(7)に関するデータは、「京都市情報館」で御覧いただけます。

令和 7 年度 京都市外国籍市民意識・実態及び受入れに関する調査結果について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000349546.html>



4 条例制定に向けた意見募集の結果（令和6年度実施）

京都市会プロジェクトチームにおいて、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」（以下「条例」という。）制定前に2度の意見募集（1回目：条例案の検討に向けた意見募集、2回目：条例素案に対する意見募集）を行っており、あわせて600件を超える意見が寄せられている。条例に関する意見のみならず、多様なケアラーの状況や実態、抱えている悩みや困難、今後必要な取組に関する意見も多く含まれており、ここで寄せられた意見も踏まえて、本計画を策定している。

（参考）意見募集について

実施期間	応募者数	いただいた御意見
令和6年6月3日～同年6月30日	106人・団体	221件
令和6年9月6日～同年10月14日	148人・団体	392件

4に関するデータは、「京都市会のページ」で御覧いただけます。
「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」制定の取組
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/news/R06/carers.html>



5 ケアラーに関するアンケート調査の結果（令和7年度実施）

本市におけるケアラーをとりまく状況、ケアラー本人の状況や悩みごと、関係機関・関係団体（当事者団体を含む）における取組の状況等について、多様な主体に意見を伺い、計画策定や施策検討の参考とするため、令和7年9月1日～9月30日の間に実施した。

調査の種類	調査対象及び調査内容	実施方法（いずれも回答は任意）	回答数
京都市内在住・在勤・在学の方を対象としたアンケート（意識調査）	京都市内在住又は在勤・在学の方を対象に、ケアラーに関する認識等を尋ねたもの。	報道発表等により広く市民等に回答を呼び掛け、専用フォームからオンラインで回答いただいた。	2,137 件
ケアラーの方を対象としたアンケート（実態調査）	ケアラー、過去にケアラーであった方や身近にケアラーがいる方を対象に、本人の状況や悩みごと等を尋ねたもの。	「京都市ケアラー支援推進協議会」構成団体を通じてケアラーの方に回答を依頼し、専用フォームからのオンライン又は紙媒体で回答いただいた。	161 件
関係機関・関係団体向けアンケート（関係機関等調査）	関係機関・関係団体（当事者団体を含む）を対象に、ケアラーに関する認識やケアラー支援の取組等を尋ねたもの。	ケアやケアラーに関わる関係機関・関係団体に回答を依頼し、専用フォームからオンラインで回答いただいた。	268 件

調査結果の概要は以下のとおり（詳細については「京都市情報館」の以下のページに掲載）。

5に関するデータは、「京都市情報館」で御覧いただけます。

京都市ケアラー支援推進計画

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000351033.html>

（ページの下部「4 ケアラーに関するアンケート調査」に掲載しています。）



(1) 京都市内在住・在勤・在学の方を対象としたアンケート（意識調査）

ア 基本事項

- ・ 回答者がアンケートをどのように知ったかについては、「職場からの案内」が最も多く（58.2%）、次いで「学校からの案内」（22.5%）、「京都市のホームページやSNS」（11.2%）であった。
- ・ 回答者が家族や友人など身近な人のケアを行っているかについては、「はい（ケアを行っている。）」が 28.8%、「いいえ（現在はケアを行っていないが、過去にケアを行っていた。）」が 16.4%、「いいえ（現在も過去もケアを行っていない。）」が 52.6%、「わからない」が 2.2%であった。
- ・ 回答者の身近な方（家族や友人等）でケアラーがいるかについては、「はい」が 48.4%、「いいえ」が 43.1%、「わからない」が 8.5%であった。

イ 意識調査

- ・ 「ケアラー」という言葉については、「知っている（内容も知っている）」が 82.5%、次いで「言葉だけは知っている」が 14.4%、「知らなかった（この調査で初めて知った）」が 3.1%であった。

- ・ 条例については、「知っている(内容も知っている)」が 27.2%、「名称だけは知っている」が 22.9%、「知らなかった(この調査で初めて知った)」が 49.9%であった。
- ・ 家族によるケアと福祉サービス等については、「福祉サービス等を受けるほうが望ましい」が最も多く(41.7%)、次いで「福祉サービス等を受けることは当然だと思う」(26.4%)、「家族がケアすることは当然だと思う」(11.9%)、「福祉サービス等よりも家族によるケアの方が望ましい」(7.4%)、「わからない」(12.5%)であった。
- ・ ケアラーが身近なことだと思うかについては、「身近なことだと思う」が最も多く(59.6%)、次いで「自分もケアラーになる可能性があると思う」(32.0%)であった。

(2) ケアラーの方を対象としたアンケート (実態調査)

- ・ アンケートは、協議会の構成団体を通じて実施した。構成団体の主な関係分野別に回答者の割合をみると、「障害」が最も多く(72.7%)、次いで「高齢」(18.0%)、「ヤング・若者ケアラー」(5.0%)、「使用する言語」(4.3%)であった。

ア 基本事項

- ・ 回答者の性別は、「男性」が 20.5%、「女性」が 78.3%であった。
- ・ 回答者の年齢は、70 歳代が最も多く(29.2%)、次いで 60 歳代(18.6%)、50 歳代(18.0%)であった。
- ・ 同居人数(世帯員数)は、「3 人」が最も多く(31.7%)、次いで「2 人」(29.2%)、「4 人」(16.8%)であった。
- ・ 同居している家族は、「配偶者・パートナー」が最も多く(67.7%)、次いで「あなたの子ども(18 歳以上)」(48.4%)、「あなたの子ども(18 歳未満)」(13.7%)であった。

イ ケアとのかかわり

- ・ 家族や友人など身近な人のケアを行っているかについては、「ケアを行っている」が最も多く(67.3%)、次いで「過去にケアを行っていた」(25.2%)、「自分自身はケアを行っていないが、身近な人がケアを行っている」(5.0%)であった。

ウ ケアの状況

- ・ ケアをしている対象者は、「あなたの子ども(18 歳以上)」が最も多く(42.2%)、次いで「あなたの父母」(24.8%)、「あなたの兄弟姉妹」(19.9%)であった。
- ・ ケアをしている対象者の年齢は、「40 歳~49 歳」「80 歳以上」が最も多く(ともに 28.6%)、次いで「70 歳~79 歳」(14.3%)であった。
- ・ ケアが必要な理由については、「知的障害」が最も多く(42.9%)、次いで「高齢(加齢)に伴う身体機能の変化」(34.8%)、「精神障害」(31.7%)、「認知症」「身体障害」(ともに 16.1%)であった。
- ・ ケアをしている人との同居・別居の別については、「同居している」(60.9%)、「別居している」(27.3%)、「両方」(8.1%)であった。

- ・ ケアラーが 1 日のうち休息に充てる時間は、「6 時間以上 9 時間未満」が最も多く (26.1%)、次いで「3 時間以上 6 時間未満」(21.1%)、「1 時間以上 3 時間未満」(14.9%)であった。
- ・ ケアラーの家族等のうち、ケアラー以外で日常的にケアを担っている人については、「いない」が最も多く(35.4%)、次いで「配偶者・パートナー」(30.4%)、「子」(14.9%)であった。

(ア) ケアをしている人の状況 (18歳未満)

- ・ ケアをしている人が 18 歳未満のケアラーについて、ケアラーが行っているケアの内容については、「通院の援助」「安心のための見守り(居室内)」「趣味や余暇の支援」が多く (73.3%)、次いで「身の回りの安全確保の援助」(66.7%)であった。
- ・ ケアをしている期間(通算)は、「10 年以上」が最も多く(53.3%)、次いで「1 年以上 3 年未満」「5 年以上 10 年未満」(ともに 20.0%)であった。
- ・ ケアをしている頻度は、「毎日」が 80.0%であった。
- ・ 1 日にケアをしている時間は、「9 時間以上」が最も多く(40.0%)、次いで「1 時間以上 3 時間未満」「3 時間以上 6 時間未満」(ともに 20.0%)であった。

(イ) ケアをしている人の状況 (18歳以上)

- ・ ケアをしている人が 18 歳以上のケアラーについて、ケアラーが行っているケアの内容については、「家事の援助」が最も多く(73.6%)、次いで「サービス等の利用や各種手続きのための援助」(70.8%)、「金銭管理」(64.6%)であった。
- ・ ケアをしている期間(通算)は、「30 年以上」が最も多く(27.8%)、次いで「10 年以上 20 年未満」(25.0%)、「20 年以上 30 年未満」(22.2%)であった。
- ・ ケアをしている頻度は、「毎日」が最も多く(56.3%)、次いで「週2~3日」(11.1%)、「その他(不定期や要望があるときなど)」(8.3%)であった。
- ・ 1 日にケアをしている時間は、「1 時間以上 3 時間未満」が最も多く(26.4%)、次いで「9 時間以上」(25.0%)、「3 時間以上 6 時間未満」(16.7%)であった。

エ サービス等の利用について

- ・ ケアをしている人が利用したことがあるサービス等については、「通所サービス」が最も多く (59.6%)、次いで「定期的な医療機関受診」(34.2%)、「訪問サービス」(33.5%)であった。
- ・ サービス等の利用に当たって気になること(サービス等を利用したことがない場合は、利用していない理由)については、「ケアをしている方本人がサービス等の利用を希望しない」が最も多く(23.6%)、次いで「利用するための手続きが複雑に感じる・難しく感じる」(18.6%)、「経済的な不安がある」(13.7%)であった。

オ 就労・就学への影響について

- ・ ケアをすることによる就労・就学状況の変化については、「特にない」が最も多く(37.9%)、次いで「勤務時間を減らした」(18.6%)、「退職した」(10.6%)であった。
- ・ 就労・就学を続けるために行ったことや役立ったことについては、「サービス等の利用」が最も多く(46.9%)、次いで「家族等によるサポート」(30.1%)、「勤務時間の短縮」(22.1%)であった。
- ・ 退職・退学した理由については、「ケアと仕事(学業)の両立が困難と考えた」が最も多く(65.6%)、次いで「自分でケアに専念したいと考えた」(12.5%)、「ケアしている人に頼まれた」「家族等に頼まれた、家族等と話し合っただけで決めた」(9.4%)であった。
- ・ 「ケアと学業の両立が困難」と答えた理由については、「勤務時間や勤務日数の関係」が最も多く(47.6%)、次いで「周囲のサポートが得られなかった」(38.1%)、「心身の不調があった」(28.6%)、「サービス等が利用できなかった」「利用できるサービス等がわからなかった」(ともに23.8%)であった。

カ ケアラー支援について

- ・ ケアラーがケアで困ったことや、悩んでいることについては、「自分自身の心と体の健康」(72.0%)、「ケアをしている方の将来」(52.8%)、「ケアをしている方の心身の状態の悪化」(44.1%)、「将来、自分がいなくなった後にケアをする人がいない」(44.1%)、「時間に追われている」(41.6%)等の回答が多かった。
- ・ ケアの負担感については、「身体的な負担感」「精神的な負担感」「経済的な負担感」のいずれも、「非常に感じる」「やや感じる」の回答を合わせると50%を超えていた。ケアに関して、ケアラーのことを周囲の人が理解してくれていると感じるかについて、「家族や友人からの理解」に関しては「非常に感じる」が29.2%、「やや感じる」が40.4%であった。「家族や友人等以外からの理解」に関しては、「非常に感じる」が10.6%、「やや感じる」が35.4%であった。

キ その他ケアラー支援に係る意見や要望

- ・ ケアラーを支えるために必要だと思う取組については、「利用できるサービス等のわかりやすい案内・情報発信」(64.0%)、「ケアラー同士の交流や情報交換できる機会や場所」(61.5%)、「ケアラーに関する専門的な相談窓口」(60.9%)、「ケアの方法やケアの知識を学べる機会や場所」(60.2%)、「ケアラーが一時的に休めるサービス」(58.4%)等の回答が多かった。

(3) 関係機関・関係団体向けアンケート（関係機関等調査）

ア 基本事項

- ・ 関係機関・関係団体からの回答が 230 件、当事者団体からの回答が 38 件であった（内訳は以下のとおり）。

種別	件数
関係機関・関係団体	230
障害児通所支援事業所・入所施設	32
保育園(所)・認定こども園・小規模保育事業所等	32
地域包括支援センター	27
児童館・学童クラブ・つどいの広場・放課後ほっと広場	20
民生児童委員・老人福祉員	8
幼稚園・学校・教育機関	8
障害福祉サービス等事業所	6
青少年活動センター	6
こども食堂	6
社会的養護関係施設	5
医療機関	4
介護サービス等事業所	3
障害者地域生活支援センター	2
上記以外	71
行政機関	60
主に子ども・若者の支援に関する団体・機関	4
主に障害者・障害児の支援に関する団体・機関	2
主に外国籍市民等の支援に関する団体・機関	1
主に労働者支援・就労支援に関する団体・機関	1
企業	1
無回答	2
当事者団体	38
主に子ども・若者の支援に関する団体・機関	23
主に障害者・障害児の支援に関する団体・機関	12
主に高齢者の支援に関する団体・機関	3
合計	268

イ 意識調査

- ・ 「ケアラー」という言葉の認知度については、「全ての職員等が知っている」が最も多く（53.0%）、次いで「概ね半数以上の職員等が知っている」（29.9%）、「一部の職員等は知っている」（11.9%）、「いずれの職員等もあまり知らない」（3.0%）、「知らない」（2.2%）であった。
- ・ 条例の認知度は、「一部の職員等は知っている」が最も多く（29.9%）、次いで「概ね半数以上の職員等が知っている」（28.0%）、「全ての職員等が知っている」（18.3%）、「いずれの職員等もあまり知らない」（19.4%）、「知らない」（4.5%）であった。

ウ ケアラー支援の状況

- ・ 令和 6 年度中にケアやケアラーに関する相談（関わり）があったかについては、「あった」が 40.7%、「なかった」が 59.3%であった。
- ・ ケアラーへの支援（ケアラーの話を聴く、ケアラーを居場所につなぐなど、ケアラーの（潜在）ニーズに基づく、ケアラーを対象とした支援）が必要と考えられる世帯について、相談や支援につながったきっかけは、「ケアラー自身から相談があった」が最も多く（59.6%）、次いで「区役所・支所保健福祉センター以外の関係機関等から相談があった」（44.0%）、「ケアが必要な人から相談があった」（38.5%）、「直接の相談はないが、把握している状況の中で必要性を判断した」（37.6%）、「ケアラー以外の家族からの相談があった」（35.8%）であった。
- ・ 近年のケアラー支援が必要な世帯数の傾向は、「やや増えている」が最も多く（53.2%）、次いで「変わらない」（28.4%）、「大きく増えている」（13.8%）、「やや減っている」（2.8%）であった。
- ・ ケアラーが相談につながらない理由については、「ケアラーが、家族等がケアをするのが当たり前だと思っている」が最も多く（72.5%）、次いで「ケアが必要な人自身が、家族等がケアをするのが当たり前だと思っている」（64.2%）、「福祉サービス等を知らない」（64.2%）であった。

エ 今後の取組

- ・ ケアラーを社会全体で支えるために必要な取組については、「緊急時に預かってくれるサービス」（79.9%）、「社会や地域におけるケアラー支援に関する認知度の向上」（76.1%）、「職場や学校におけるケアラー支援に関する理解の促進」（71.6%）、「経済的な支援」（69.8%）、「ケアラーの話を聴いてくれる人」（67.9%）等の回答が多かった。

6 「京都市ケアラー支援推進協議会」からの意見聴取の結果

「京都市ケアラー支援推進協議会」について、条例第12条に定める「協議の場」として位置付け、多様な主体との意見交換及び個別の団体との対話による意見聴取を行った。

(1) 多様な主体との意見交換

- ・「京都市ケアラー支援推進協議会」構成団体において、「ケアラーを社会全体で支えるまちづくりを推進していくために、今後、必要と考えられる取組」（それぞれの主体に期待する取組）について、意見交換を実施した（事前に各団体に文書で意見照会を行ったうえで実施。）。
- ・意見照会・意見交換会で寄せられた意見は概ね以下のとおり（分類は京都市で実施。）。

	取組の主体	取り組みたいこと、取組を期待すること
広報啓発・情報発信に関すること	協議会	市民等に対する広報啓発、福祉関係者以外への情報発信
	当事者団体	支援者等に対するケアラーの実情や当事者の思いの発信、当事者への情報発信
	関係支援機関及び団体	利用できる福祉サービス等や相談窓口の周知、地域活動への参加促進
	教育機関	—
	企業（事業者）	従業員への周知啓発（ケアラー支援、当事者団体、介護保険制度等）、企業によるケアラー支援の取組の発信
	行政機関	市民等に対する広報啓発、研修の実施、福祉サービス等についての情報整理と発信、行政手続について多言語や「やさしい日本語」での発信
他団体・他機関との連携・協働に関すること	協議会	各機関・団体の支援内容や支援事例の共有、定期的な情報交換会・交流会等の開催、構成団体同士の連携強化
	当事者団体	ケアラーのニーズの他団体への発信、当事者団体同士の相互交流
	関係支援機関及び団体	日頃からの関係性の構築、相互理解の促進、相談・支援のネットワーク強化、多職種連携による包括的支援、自治会などの住民組織や権利保障に携わる専門家の関与促進
	教育機関	福祉と教育の連携強化、子育て支援施設との情報共有
	企業（事業者）	地域社会とのつながりの強化
	行政機関	連携のコーディネート、多機関連携を円滑に行うための仕組みづくり、相談・支援体制の整備
ケアラーの実態把握に関すること	協議会	当事者や支援者の声を聴き、行政のパイプ役となり市政全体でケアラー支援を推進、当事者の声をまとめて国や自治体に提言
	当事者団体	当事者の声や体験談の集約や発信、当事者から見た現状や課題についての問題提起、潜在的なケアラーの掘り起こし
	関係支援機関及び団体	当事者の思いの傾聴、言葉にならない声や悩みを引き出して支援につなげる取組、各団体の相談対応状況について整理・共有したうえで支援方策についての意見交換
	教育機関	ヤングケアラーの早期把握、就学や進学への影響に係る実態把握
	企業（事業者）	ワーキングケアラーの実態把握
	行政機関	適切な実態把握、多様な主体との意見交換

	取組の主体	取組の内容
居場所づくり・交流等に関すること	協議会	当事者が交流できる場所づくり、テーマ別やケアのフェーズ別等に関心を持った人が集まれる場づくり
	当事者団体	ピアサポート活動の充実、居場所づくりや交流の場づくりの推進
	関係支援機関及び団体	親がケアを担っている子どもの居場所づくり
	教育機関	—
	企業（事業者）	—
	行政機関	—
支援の充実・新たな支援の構築等に関すること	協議会	若年層から高齢者まで切れ目なく支援できる仕組みの検討、地域全体の方針・目的や行動指針の作成、対応の流れの明示・作成、ケアラーを具体的な支援につなげる仕組みの構築
	当事者団体	—
	関係支援機関及び団体	専門的な支援や助言、地域資源を活用したレスパイト支援の充実、当事者団体が蓄積したデータを活用したサービス等の創出
	教育機関	ヤングケアラーの早期発見・早期把握のための体制整備、関係機関との連携体制の構築、子どもへの教育の充実（ケアやケアラーに関する教育、人権・子どもの権利等も含む）、教育機会の保障
	企業（事業者）	柔軟な働き方、休暇・休業の取得しやすい職場環境の整備、ケアに関する企業内の相談窓口の設置、ケアラーの就業機会の提供、短時間就労などケアラーの状況に応じた雇用機会の創出、ケアラーを支援するための奨学金制度の創出、ケア用具類の開発・改善
	行政機関	分野によらない相談体制の整備、福祉サービス等の充実、ケアラーへの経済的支援、既存制度の柔軟な運用、外国人が日本のことを学ぶ機会の拡充、他自治体の取組の収集・共有

(2) 個別の団体との対話

- ・「京都市ケアラー支援推進協議会」構成団体のうち、主に当事者を含む団体との個別の対話により、意見照会やアンケートだけでは把握できない、分野や団体ごとの現状や課題、期待や望まれること等について意見聴取を行った。

(参考)京都市ケアラー支援推進協議会 構成団体一覧

	団体名称	主な関係分野	構成員数	活動内容・事業内容
1	京都ケアラーネット	全般	32名	ケアラー支援条例の実現のため、ケアラー当業者及び支援者組織に所属するリーダー16人で発足(2025年6月より体制強化しリーダー32人で再出発)。毎月定例の世話人会開催、隔月の市民公開講座の開催、議会関係者への要望活動などを実施。
2	(社福)京都市社会福祉協議会	全般	810団体	住民主体を原則に、誰もが地域の中で安心してくらすことができる、人が輝く福祉のまちづくりを推進することを基本理念として、顕在化する福祉課題に対応するため、行政をはじめとする関係機関との連携、協働により、様々な地域福祉活動を展開。
3	(公財)京都市男女共同参画推進協会	全般	12名	情報提供事業、調査研究事業、広報・啓発及び学習支援事業、相談事業、交流促進事業促進、京都市男女共同参画センターの施設管理事業
4	(一社)京都市地域女性連合会	全般	約6,500人	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動(環境・防災等) ・女性の社会参画の推進 ・保健衛生の取組 ・子どもたちへの取組
5	京都新聞社	全般	約300名	新聞の発行、インターネットでのニュース配信
6	(一社)京都府医師会	全般	—	—
7	(公社)京都府看護協会	全般	約14,650人 (令和7年7月時点)	働きやすい職場環境の整備、教育研修活動等の看護の質の向上に向けた活動や、就業相談や看護力再開発講習会等の資格を活かした社会貢献活動を実施
8	京都弁護士会	全般	会員900名 法人会員57名	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談業務 ・法教育 ・弁護士の講師派遣
9	男性介護者と支援者の全国ネットワーク(男性介護ネット)	全般	約500人	男性介護者と支援者の全国的なネットワークづくりを行い、介護する側もされる側も、誰もが安心して暮らせる社会を目指して、男性介護者の会や支援活動の交流及び情報交換の促進を図るとともに、総合的な家族介護者支援についての調査研究や政策提言等を実施。
10	京都市民生児童委員連盟	全般	2,728名 (定数)	京都市内における民生児童委員活動の充実振興を図り、地域福祉の推進に寄与することを目的としている。民生児童委員は、地域住民の生活上の様々な相談に幅広く応じ、行政をはじめとした

	団体名称	主な関係分野	構成員数	活動内容・事業内容
				適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担っている。
11	(特非)きょうと介護保険にかかわる会	高齢	—	介護保険発足に合わせてNPO 法人として設立。定期的な研修の開催、介護及び福祉サービス事業の第三者評価、介護に係る広報・啓発事業等を実施。
12	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会	高齢	76センター	会務運営、研修活動、調査研究活動、広報活動、行政・関係機関及び団体との連携活動等を実施
13	(一社)京都市老人福祉施設協議会	高齢	加入法人数 60 加入施設数 132	社会福祉法人が運営する市内の特養、養護等の入所系施設が全加入する協議会であり、社会福祉法人としての公益性及び高齢者福祉施設の専門性を背景に、高齢者福祉及び介護サービスの質の向上を目指した様々な事業を展開。また、施設サービスの向上のみならず、地域社会の一員としての施設の役割を重視し、地域貢献・社会貢献活動にも積極的に取り組み、高齢者福祉の理解促進を図っている。
13	(公社)京都府介護支援専門員会	高齢	1,446 人	①介護保険の推進及び充実に関する事業 ②京都府民の保健・医療・福祉の啓発及び増進に関する事業 ③介護支援専門員の資質向上や社会的地位向上に関する事業 など
15	高齢社会をよくする女性の会・京都	高齢	約 80 人	豊かな老いをまっとうできる社会をめざして 1989 年設立。年数回の講演会、高齢施設見学会などを開催し、会報を発行。京都市の5市民団体による「よりよい介護をつくる市民ネットワーク」に参加。
16	認知症の人と家族の会 京都府支部	高齢	会員 427 名、 世話人 23 名	認知症の人と家族のピアサポート。つどい(月1回)、電話相談(月～金)、会報発送(月1回)等を実施。
17	マイケアプラン研究会	高齢	41 名	ケアプランを自己作成することを趣旨としてスタート。定例会(年11回)、ニュース発行(年6回)等を実施。
18	山科・介護者の会 「はげましの会」	高齢	50 名	介護保険のない時代に、山科区社会福祉協議会が主催で開催した在宅介護者のためのリフレッシュ旅行をきっかけに結成。介護者自身が輝いて、穏やかな気持ちで介護できるよう、毎月のニュース、この指とまれ、研修、新年会リフレッシュ旅行、電話相談等を実施。
19	あかとんぼ	障害	正会員 9 名、 賛助会員 11 名	精神障害者家族の体験交流、相互支援、医療福祉制度の学習などを目的として、月に一回交流会を実施。

	団体名称	主な関係分野	構成員数	活動内容・事業内容
20	きょうされん京都支部	障害	112 事業所	会員間の交流、学習、要請運動等を通して、小規模作業所問題の解決をはじめ、障害のある人たちのゆたかな地域生活を支える制度づくり、地域づくりを目指し障害のある人たちの施策拡充に努めている。
21	京都「障害者」を持つ兄弟姉妹の会 (京都きょうだい会)	障害	スタッフ7名 会員制を取らず、年間延べ150名程度参加	兄弟姉妹に何らかの障害がある(未診断を含む)きょうだいのセルフヘルプグループ。安心・安全に話せる場を大事にし、主に体験や思いを語り合い、きょうだいのエンパワメントにつなげている。障がい者本人や家族に役立つプランのヒントを得られるよう、制度の基本的な情報を学習し合ったり、情報共有し合っている。定例会には毎回15~20名程度の参加があり、宿泊交流会(年1回)には、全国(北海道~九州地方まで)から30人規模の参加がある。依頼に応じて講師活動を行い、きょうだいの抱えている思いや問題を啓発したり、全国きょうだいの会や各地のきょうだい会とも連携して活動している。
22	京都市居宅介護等事業連絡協議会	障害	約120事業所	京都市内にお住まいの障害のある方にヘルパーを派遣している事業所を中心とした連絡協議会。居宅介護等事業の円滑な実施と同事業の充実を図るための活動、障害児・者が望む暮らしの実現への追求と社会参加の促進を目指す取組等を実施。
23	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会	障害	15センター	障害のある方が、「自分が暮らしたい場所で、自分らしい生活」を実現できるよう、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方やその家族等の相談や支援を実施。また、権利擁護のために必要な援助、地域ネットワークの構築、障害理解の普及啓発、地域の相談支援体制の強化に資する取組(研修など)を実施。 ※上記の業務を京都市から委託を受けて実施。
24	(公社)京都市身体障害児者父母の会連合会	障害	—	身体障害児者及びその父母のための事業、障害福祉サービス事業、障害者総合支援法に基づく相談支援事業、その他必要な事業の実施。
25	京都市身体障害者福祉施設長協議会	障害	12事業所	京都市内に設置された身体障害者福祉施設の連携を深め、施設の充実発展に寄与するとともに、身体障害者福祉の増進を図ることを目的とする。関係施設職員の研修及び研究会の開催、障害者問題に関する調査及び研究、その他、目的を達成するために必要な事業を実施。
26	京都市生活介護等事業(障害者デイサービス)連絡協議会	障害	38事業所	定例会の開催、行政との懇談会の開催、京都市自立支援協議会等への参加、情報共有・情報交換等を実施。

	団体名称	主な関係分野	構成員数	活動内容・事業内容
27	京都市知的障害者福祉施設協議会	障害	142 事業所	・会員相互の連絡・協調(児童発達支援部会、障害者支援施設部会、日中活動支援部会、生産活動・就労支援部会、地域支援部会、相談支援部会) ・利用者の権利擁護、並びに従事者の専門性向上に帰する研修会の開催 ・広報誌の発行(年2回) ・音楽の集い開催(年3会場) ・調査研究並びに政策提言
28	京都障害児者親の会協議会	障害	28 団体 (会員数 2,636 名)	障害児者の親の団体が相互に力を合わせて、福祉の向上を目指すことを目的に、障害者等からの相談対応、研修事業をはじめ、障害児者の社会参加推進など各種支援事業を実施。
29	京都市立総合支援学校長会	障害	8 人	京都市立総合支援学校長を会員とし、教育問題の調査研究ならびに実践・研修に関する事業実施を通して、総合支援学校教育の進歩発展に努める。
30	京都精神保健福祉施設協議会	障害	51 事業所	精神保健福祉及び精神保健福祉施設の充実、向上を図ること及び精神障害者社会復帰施設等の交流と相互研鑽を図ることを目的とし、精神障害者の地域生活支援の拡充並びに施設の向上のため提言及び要望活動、会員の交流と施設職員の向上のための研修等を実施
31	(公社)京都精神保健福祉推進家族会連合会	障害	281 名	精神障害のある人やその家族が悩み苦しみを抱えたまま孤立しないよう、電話相談、個別相談、交流会を実施。精神障害のある方やその家族のほか市民を対象とした学習会や講習会を実施。
32	京都ダウン症児を育てる親の会(トライアングル)	障害	—	ダウン症候群についての情報収集、情報提供、情報交換、相談活動、レクリエーション等交流、会報の発行、冊子の発行等を実施。
33	(一社)京都手をつなぐ育成会	障害	約 450 名	昭和29年に知的障がい者の親の会として結成され、知的障がい者が心身ともに健やかに育成され、地域で安心して豊かに暮らせることを目的に活動。相談・研修事業や青年学級、作業所の運営等を実施。
34	京都の医療的ケアを考える会KICK	障害	75 名・団体	医療的ケアを必要とする子供とその家族を対象に、勉強会や各種イベント等情報交換の場を提供する。社会的な理解の促進のため、大学や各種福祉事業者からなる団体等を対象に、啓発活動を行う。
35	(一社)京都府自閉症協会	障害	正会員 265 人、賛助会員 個人 115 人・団体 20 団体	専門部、編集部、幼児学齢部、青年成人部、高機能・アスペルガー部、父親ネットワーク、きょうだい部が連携を取りながら各部で活動。会報紙の発行、講演会・研修会、学習会、レクリエーション、会

	団体名称	主な関係分野	構成員数	活動内容・事業内容
				員同士の交流、行政への働きかけ、啓発活動、情報の収集・発信などを実施。
36	(一社)日本筋ジストロフィー協会京都支部	障害	81 世帯	患者(児)・家族の交流やピア活動、病気に関する啓発や研修会、国に対して治療法開発の要望、行政に対して必要な福祉施策の要望を実施。
37	Food Relief Kyoto	使用する言語	10 名	特に外国につながる方々を対象とし、NPO フードバンク京都と連携しながら、生活困窮世帯へ食糧支援を実施。また、労働、DV 被害、在留資格、虐待、子どもの認知に関する相談を受け、必要に応じて諸機関への同行や通訳、行政や専門家に繋げる活動を実施。
38	カウンターポイント (Counter point)	使用する言語	178 人 (全国)	私たちは、オンラインと対面の両方で、社会的なつながりを支えるための情報やサポート、交流の機会を提供することを目指しています。活動内容としては、高齢化・財政・健康・医療などをテーマとしたオンライン講演後のディスカッション、月に一度の読書会、散歩やサルサダンス、シンポジウムへの参加など、多岐にわたります。また、地域に暮らす高齢者への実践的な支援にも力を入れています。現在、任意団体としての認可取得に向けて準備を進めています。
39	京都外国人高齢者・障がい者生活支援ネットワーク・モア(京都モアネット)	使用する言語	16 名(及び登録する多文化福祉委員約 20 名)	外国にルーツのある高齢者や障がいのある人に対して、言葉や生活文化などの違いにより生じる生活上の困りごとに対して、登録する多文化福祉委員が生活支援や通訳等を実施。
40	(公財) 京都市国際交流協会	使用する言語	—	1. 情報提供・相談事業、外国人のための生活相談、外国人のための法律相談、行政書士による出入国管理手続き相談、カウンセリング・デイ、外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業等 2. 国際交流団体等との連携事業 3. 共生社会を促進していくための担い手育成事業ボランティア活動育成事業(登録者約 700 名) 4. 異文化理解・多文化共生社会への促進事業日本語教育支援、異文化理解を促進するための交流活動、多文化共生社会へのまちづくりなど 5. 留学生への支援・留学生との協働、交流事業
41	コミュニティ通訳者	使用する言語	—	京都市はぐくみ室との提携で、周産期および就学前に関わる検診等の通訳、及び京都 YWCA APT という外国人支援団体において、各種支援(離婚、DV、在留資格変更、求職)における通訳業務を行なっています。

	団体名称	主な関係分野	構成員数	活動内容・事業内容
42	(公財)京都YWCA	ヤング・若者ケアラー	110名	多文化共生事業(外国人のための電話相談・日本語教室、外国ルーツの子ども支援)や子育て支援(認可保育園、親子のためのプログラム)、若者の居場所づくりなどを実施。
43	京都市PTA連絡協議会	ヤング・若者ケアラー	66,325世帯 (令和7年度)	幼・小・中・高・総の5校種 PTA 連絡協議会の連携を図るとともに、京都市全体の PTA 活動に発展に向け、研修会・学習会の実施や情報発信等を行う。
44	(公社) 京都市児童館学童連盟	ヤング・若者ケアラー	53団体	児童の健全育成を図るため、京都市全域の児童館・学童クラブの活動を支援するとともに、児童館・学童クラブ8施設の運営を行い、またファミリーサポート事業、つどいの広場の運営等を行う中で、児童福祉関係の事業を推進し、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。
45	京都市小学校長会	ヤング・若者ケアラー	162人	京都市立小学校長・義務教育学校長(京都市立総合支援学校長も含む)を会員とし、学校経営(教育経営)に関する研究・調査等の事業実施を通して、本市小学校教育の推進に資する。
46	京都児童養護施設長会	ヤング・若者ケアラー	11人	京都市内に所在する児童養護施設及び乳児院(並びに児童心理治療施設)の長の緊密なる連絡と相互の親睦、施設の向上発展、入所者の福祉の充実を図る。
47	(一社) 京都市ひとり親家庭福祉連合会	ヤング・若者ケアラー	504名	ひとり親家庭の当事者による福祉団体として、京都市内在住のひとり親家庭会員を中心として、市内11支部において、ひとり親家庭福祉向上ために活動。指定管理・委託事業として、京都市ひとり親家庭支援センターゆめあす、児童館4館、つどいの広場の管理運営に携わっている。
48	(公財)京都市 ユースサービス協会	ヤング・若者ケアラー	57名	青少年活動センターを拠点に、ユースサービス(青少年の自己成長の支援)を推進し、孤立や就労等の課題を持った若者への総合相談窓口や若者サポートステーション、社会的養護自立支援やケアラー支援等を実施。 毎月1回、第2土曜日14:00~15:30、京都府オンラインコミュニティ事業を受託し、当事者のつどい「いろはのなかまたち」を運営しています。その他、ケアからの距離化がかなうよう、若者ケアラー等を対象としたユースショートステイ事業を独自で展開しています。
49	京都市立高等学校長会	ヤング・若者ケアラー	12名	京都市立高等学校の校長所管にかかる事項について、連絡、研究することを目的とし、教育上の調査研究その他必要な事項に関わる事業を行う。

	団体名称	主な関係分野	構成員数	活動内容・事業内容
50	京都市立中学校長会	ヤング・若者ケアラー	79名	京都市立小学校長・義務教育学校長(京都市立総合支援学校長も含む)を会員とし、教育問題の調査研究並びに実践に関する事業実施を通して、中学校教育の進歩発展に努める。
51	京都母子生活支援施設協議会	ヤング・若者ケアラー	約60名	障がいのある母親とその子ども、特定妊婦等の母子保護、緊急一時保護、地域のひとり親家庭等支援、ショートステイ・トワイライトステイを、各施設の機能や専門性を活かして実施しています。
52	子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクト YCARP	ヤング・若者ケアラー	発起人9名 (当事者6名、サポーター3名)	当事者の声を社会に発信する当事者参画型アクションリサーチプロジェクトとして2021年に発足。2022年度～2024年度には、日本財団より助成を受けて、社会発信(定例ミーティングやシンポジウム)および社会資源の開発(若者ケアラー向け余暇支援や居場所・居住支援、当事者とともに考える専門職養成講座)を行った。2024年10月～2027年度には、JST-RISTEXの委託研究事業として全世代型ケアラー支援を深めるための「ケアの葛藤によりそい、ケアラーの社会的孤立・孤独を予防する包括的支援システムの構築」に、子ども・若者ケアラーに関する一プロジェクトとして参画。
53	ユースクリニック Japan	ヤング・若者ケアラー	—	京都市では京都ユースクリニックを週に1回、伏見区役所4階で京都市ユースサービス協会様と共同で若者の健康相談を受け付けている。
54	(一社)京都経営者協会	ワーキング・ビジネスケアラー	451社	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係の諸問題及び経営上の諸問題の調査研究・提言、啓発とその対策の樹立。 ・経営者及び経営者団体相互間の連絡、啓発及び協力。 ・中堅・中小企業会員の抱える諸問題への実務的支援。 ・関係行政機関及び関係諸団体との連携・意見の発表及び建議。 ・日本経済団体連合会事業への関与及び地域経済に関わる行政からの支援事業への参画。
55	京都府中小企業団体中央会	ワーキング・ビジネスケアラー	627団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者等による中小企業組合等連携組織の組織化、運営支援 ・巡回訪問、窓口相談対応 ・中小企業組合等を対象とした各種補助金事業等についての支援(ビジョン策定、販路開拓等) ・各種講習会、研修会の開催 ・行政機関等に対し、業界の要望を建議・陳情
56	京都労働者福祉協議会	ワーキング・ビジネスケアラー	26の労働組合、10の地区労福協、6の事	労働者福祉活動を総合的に推進し、加盟団体間における福祉活動の連携調整をはかるとともに福祉に関する事項全般について調査、研究、啓発活動を行い労働者福祉の増進をはかる。

	団体名称	主な関係分野	構成員数	活動内容・事業内容
			業団体で構成する組織	
57	佐々木化学薬品株式会社	ワーキング・ビジネスケアラー	57名	化学工業薬品の開発、製造、卸売働きやすい職場づくりを実施 仕事と育児・介護・治療との両立支援をおこなっている
58	日本新薬グループ共済会	ワーキング・ビジネスケアラー	約2,200名	給付事業、生涯生活設計事業、相談事業（マネー、キャリア、育児、介護）、仕事と育児・介護・治療との両立支援に関する事業等を実施。
59	京都府	行政機関	京都府職員30名、京都府ヤングケアラー総合支援センター計6名	母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事、子どもの貧困対策に関する事等。
60	京都労働局	行政機関	1,226名	公務(労働行政)
61	京都市	行政機関	事務局職員4名、庁内PTメンバー12名、他関係部署職員	令和7年4月1日付で庁内PTを立ち上げ。今後は、福祉のまちづくり推進室が司令塔となり、全庁横断的なケアラー支援を推進。